

地方税法等の一部改正に伴う市税条例の改正の概要
(平成20年6月26日条例第13号)

地方税法等の改正に伴い、市税条例の規定整備を行いました。
個人市民税の寄附金控除の制度が拡充されたこと等に伴い、必要な制度改正を行っています。
なお、改正の概要は以下のとおりです。

(改正事項)

1 個人市民税

(1) 寄附金控除

平成21年度以後の年度分の個人の市民税に係る寄附金税制について、次に掲げる措置を講じる。

※ この改正は、平成20年1月1日以後に支出された寄附金について、翌年度分の個人の市民税から適用されます。

ア 控除対象寄附金の拡大等

- ・ 所得税の寄附金控除の適用対象となる寄附金（国に対する寄附金及び政党等に対する政治活動に関する寄附金を除く。）のうち、市民の福祉の増進に寄与する寄附金として市長が認めるものを寄附金控除の適用対象とする。
- ・ 現行の所得控除方式を税額控除方式に改め、適用対象となる寄附金について6%の税額控除を行うこととする。
- ・ 寄附金控除の控除対象限度額を総所得金額等の30%（現行25%）に引き上げる。
- ・ 寄附金控除の適用下限額を5,000円（現行100,000円）に引き下げる。

イ 地方公共団体に対する寄附金税制の見直し

地方公共団体に対する寄附金については、アによる税額控除の適用に加え、当該寄附金が5,000円を超える場合、その超える額に、90%から寄附を行った者に適用される所得税の限界税率（注）を控除した率を乗じて得た金額の5分の3に相当する額（市民税の所得割の額の100分の10に相当する額を限度とする。）の税額控除を行うこととする。

（注）所得税の課税対象となる所得に適用される税率

【参考】個人市民税の寄附金控除の見直しの概要

区分	現行	改正案
控除対象	都道府県、市区町村、 住所地の都道府県共同 募金会及び日本赤十字 支社に対する寄附金	現行の対象寄附金に地方団体が条例により指定した 寄附金（注1参照）を追加
控除方式	所得控除	税額控除
控除限度額	総所得金額等の25%	総所得金額等の30%

適用下限額	100,000 円	5,000 円
控除額	〔控除対象寄附金－100,000 円〕×税率（6％）の軽減効果	①〔控除対象寄附金－5,000 円〕×6％ ※ 地方団体に対する寄附については①と②の合計額 ②〔地方団体に対する寄附金－5,000 円〕×〔90％－寄附者に適用される所得税の限界税率（0～40％）（注2参照）〕×3/5 ※ ②の額については個人市民税所得割額の1割を限度

（注）1 所得税の寄附金控除の適用対象となる寄附金（一定の公益法人、学校法人、社会福祉法人、認定NPO法人等に対する寄附金。国及び政党等に対する寄附金は除く。）のうちから地域における住民の福祉の増進に寄与するものとして地方団体が条例により指定したもの

2 「限界税率」とは、課税所得（収入金額－必要経費－所得控除後の額）に適用される税率

（2）公的年金からの特別徴収制度の導入

平成21年度から、次のとおり公的年金からの特別徴収制度を創設することとする。

ア 特別徴収の対象者は、納税義務者のうち、前年中に公的年金等の支払を受けた者であって、当該年度の初日において国民年金法に基づく老齢基礎年金等（以下「老齢等年金給付」という。）の支払を受けている65歳以上のものとする。

イ 特別徴収の方法により徴収する税額は、公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額とする。

ウ 特別徴収の対象とする年金は、老齢等年金給付とする。

エ 特別徴収義務者は、老齢等年金給付の支払をする者（以下「年金保険者」という。）とし、年金保険者は老齢等年金給付の支払をする際に徴収した税額をその徴収した月の翌月の10日までに本市に納入する義務を負うこととする。

【参考】公的年金からの特別徴収制度の概要

対象者	65歳以上の公的年金等の受給者
徴収税額	公的年金等に係る所得割額及び均等割額
特徴義務者	公的年金等の支払をする年金保険者
徴収方法	年金支給月（4月、6月、8月、10月、12月、2月）に徴収
実施時期	平成21年10月支給分から実施（開始年度は上半期普通徴収、下半期特別徴収）

（3）上場株式等に係る配当及び譲渡所得に対する課税

上場株式等に係る譲渡所得等及び配当所得に係る軽減税率並びに上場株式等に係る譲渡損失の損益通算について、次に掲げる措置を講じる。

ア 上場株式等に係る譲渡所得等に対する課税

- ・ 上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の廃止
平成20年12月31日までの間に行われる上場株式等の譲渡に係る軽減税率（1.8％）を廃止する。
- ・ 特例措置
平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に行われる

上場株式等の譲渡に係る譲渡所得等の金額のうち500万円以下の部分の税率については、1. 8%とすることとする。

イ 上場株式等に係る配当所得に対する課税

- ・ 上場株式等に係る配当所得の申告分離課税の創設

所得割の納税義務者が、平成21年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等を有する場合において、当該上場株式等に係る配当所得については、3%の税率による申告分離課税を選択することができることとする。この場合において、申告する上場株式等に係る配当所得の金額の合計額について、総合課税又は申告分離課税のいずれかを選択して適用することができることとする。

- ・ 上場株式等に係る配当所得の申告分離選択課税の税率の特例措置

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に支払を受けるべき上場株式等の配当等について申告分離課税を選択した場合の当該上場株式等に係る配当所得の金額のうち100万円以下の部分の税率については、1. 8%とすることとする。

ウ 上場株式等に係る譲渡損失と上場株式等に係る配当所得との間の損益通算の特例の創設

平成22年度以後の各年度分の個人の市民税について、前年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額があるとき又は前年以前3年内の各年に生じた上場株式等の譲渡損失の金額（前年以前に既に控除したものを除く。）があるときは、これらの損失の金額を上場株式等に係る配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限る。）から控除することとする。

【参考】上場株式等に係る配当及び譲渡益に対する課税の見直しの概要

配当、譲渡益の発生時⇒	平成20年	平成21年	平成22年	平23
上場株式等の譲渡益	軽減税率10% ・ 個人住民税3% ・ 所得税7%	本則税率 20%（個人住民税 5%、所得税 15%） 軽減税率 10%（内訳は平成20年と同じ） ※譲渡益の500万円以下の部分に適用		
上場株式等の配当		本則税率 20%（個人住民税 5%、所得税 15%） 軽減税率 10%（内訳は平成20年と同じ） ※配当の100万円以下の部分に適用		
上場株式等の譲渡損失と配当との損益通算	不可	可		

2 法人の市民税

公益法人制度改革に伴い、次に掲げる措置を講じる。

(1) 公益社団・財団法人の課税免除

収益事業等を行わない公益社団法人又は公益財団法人に対しては、均等割及

び法人税割を課さないこととする。

(2) 特例民法法人の取扱い

特例社団法人又は特例財団法人（注）について、公益法人制度改革前の民法第34条の規定により設立された法人と同様の措置を講じることとする。

（注）新公益法人制度に関する法施行日（平成20.12.1）以後における現行の公益法人

3 固定資産税

○ 長期優良住宅に係る減額措置の創設

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日から平成22年3月31日までの間に新築された同法に規定する認定長期優良住宅について、当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなる年度の初日の属する年の1月31日までに申告書が提出された場合には、固定資産税額から新築後5年度間（中高層耐火建築物にあっては7年度間）はその2分の1を減額することとする。

4 その他

その他必要な規定の整備を行う。